

○川島町情報公開及び個人情報保護審議会条例

平成13年9月20日

条例第16号

(設置)

第1条 川島町情報公開条例（平成13年川島町条例第13号。次条において「公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び川島町個人情報保護条例（平成13年川島町条例第14号。次条において「保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、川島町情報公開及び個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、公開条例及び保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項について審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項のほか、公開条例及び保護条例の運用に関する重要な事項について審査及び審議を行い、実施機関に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、町民等のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のために必要があると認めるときは、関係実施機関の職員その他の関係者の

出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、情報公開制度及び個人情報保護制度を担当する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償等の支給に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償等の支給に関する条例(昭和38年川島村条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略